



令和6年3月27日
～美ら島の未来を拓く～
沖縄総合事務局

～「中城（なかぐすく）島にんじん」（中城村）が 地理的表示（GI）として登録されました～

農林水産省は、特定農林水産物等の名称の保護に関する法律（地理的表示法）に基づき、「中城島にんじん」（中城村）を地理的表示（GI）として登録しました。

これは、中城村が、戦前から自家採種した種子を使用し、在来種である島にんじんの系統を守り続けていること、沖縄県随一の産地として高い評価を得ていること等から、地理的表示産品として国に認められたものです。なお、沖縄県内では3つ目の登録となります。

1. 概要

地理的表示（GI）保護制度は、その地域ならではの自然的、人文的、社会的な要因・環境の中で長年育まれてきた品質、社会的評価等を有する伝統ある農林水産物・食品の名称を、その地域における知的財産として保護するものです。

農林水産省は、学識経験者からの意見聴取等を経て、令和6年3月27日（水）に、地理的表示法に基づき、「中城島にんじん」を地理的表示として登録（登録番号第147号）しましたので、お知らせします。

2. 登録產品

○名称：中城島にんじん

○登録生産者団体：中城村野菜産地協議会（事務局：中城村産業振興課）

○生産地：中城村

※その他詳細は、別添資料（地理的表示保護制度に基づく登録產品）を参照ください。

3. 地理的表示及びGIマークについて

登録された產品は、地理的表示（GI）を使用することができます。その際、地理的表示と併せて以下のGIマーク（地理的表示法に基づく登録標章）を使用することができ、地理的表示產品であることの証となります。

4. 参考

登録產品一覧（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/register/index.html



地理的表示及びGIマークの表示について（農林水産省）

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/gi_act/gi_mark/index.html



GIマーク

＜問合せ先＞

内閣府沖縄総合事務局農林水産部 食料産業課

担当者：長濱、金城、仲間

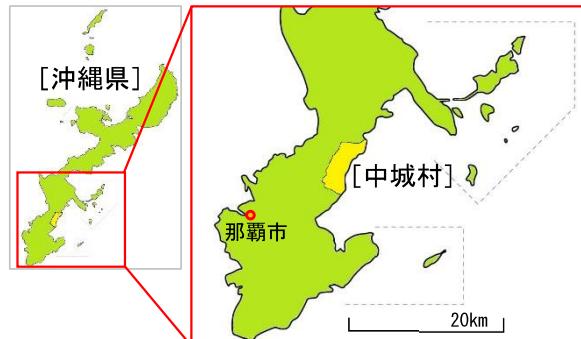
TEL：098-866-1673 FAX：098-860-1179

地理的表示保護制度に基づく登録産品

【登録番号 第147号 中城島にんじん】

登録団体：中城村野菜産地協議会

生産地：沖縄県中頭郡中城村



白地図素材 CraftMAP (<http://www.craftmap.box-i.net/>) ©T-worldatlas

地域との結び付き

- ・温暖な気候と豊富な地下水により、栽培適温が 15°C以上で十分な水分を必要とする「島にんじん」の栽培に適した自然条件を有する。
- ・戦前から自家採種により系統を維持した在来種の栽培を継続し、「島にんじん」の県内最大の生産量を誇る。
- ・中城村の条例により毎年 12月 12日を「中城村島にんじんの日」と制定し、村を中心とした消費拡大と次世代への継承を推進。

特性

- ・鮮やかな黄色の根色とごぼうのような細長い形状が特徴。
- ・古くから沖縄県の薬膳料理や郷土料理に欠かせない食材として重宝されており、地域の食文化に深く浸透。

生産の方法

- (1) 品種
中城村内で自家採種した在来種の「島にんじん」を用いる。
- (2) 栽培方法
中城村野菜産地協議会が定めた栽培指針に基づき生産を行う。
- (3) 出荷規格
根茎部に、折れ、割れ、その他の傷、腐れ及び病害虫による被害がない「島にんじん」のみを出荷する。ただし、折れ、割れ、その他の傷や病害虫による被害が軽微なものは、加工用とすることができます。